

Title	大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員(下)
Sub Title	Arbeitseinsatz der Frauen während des Zweiten Weltkriegs (II)
Author	矢野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1991
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.4 (1991. 1) ,p.985(185)- 1002(202)
JaLC DOI	10.14991/001.19910101-0185
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19910101-0185

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員（下）

矢野 久

目次

はじめに

第一章 女性就業構造

第一節 大戦以前の女性就業

第二節 大戦期の女性就業

第二章 女性「労働動員」政策

第一節 女性労働配置政策

第二節 女性「労働動員」政策

第三節 女性「労働動員」政策の結果（以上83巻1号）

第三章 「労働動員」に対する女性の態度

第一節 大戦初期

第二節 「労働総動員」体制期

おわりに ——ナチス・ドイツと女性——（以上 本号）

第三章 「労働動員」に対する女性の態度

(1)
前稿で明らかになった点を整理しておこう。大戦期ナチス・ドイツにおいては、ドイツ人女性の就業者総数ならびに工業部門就業者数は減少・停滞していた。しかし工業部門内部でみると、消費財部門でのドイツ人女性就業者数は大幅に減少したのに対し、生産財部門では逆に増加している。そしてこの現象は、未就労ドイツ人女性を新たに労働過程に投入することによってではなく、就労ドイツ人女性の工業部門内配置転換によるものであった。

前稿ではさらに、以上のような現象をもたらした原因を労働力政策の面に求めて考察した。そこで明らかになったことは、1943年1月までは、主としてイデオロギー的な観点から、ドイツ人女性の労働動員政策が導入されなかったということ、また、ドイツ人女性の就業を阻むような制度（たとえば家族援助金制度）が導入されていたということである。1943年1月になってナチス国家指導部は、ドイツ人女性の届出義務制による「労働総動員」体制の導入を宣言したが、対象範囲が限定されており、文字通りの「労働総動員」ではなかった。その結果、ドイツ人女性の「労働動員」政策は、統計的にみてもドイツ戦争経済の労働力需要に対応した成果をもたらすはしなかった。

注（1） 矢野「大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員（上）」。

本章の課題は、以上のような労働市場の状況をもたらしたナチス労働力政策に多かれ少なかれ影響を及ぼしたと考えられる問題、つまり、ドイツ民衆、とりわけ女性がナチス労働力政策に対してどのような態度をとっていたのか、という問題を解明することにある。第一節では大戦初期、第二節では1943年1月の「労働総動員」令以降の時期におけるドイツ民衆、とりわけ女性の態度を分析することにする。

ここで利用する資料は、親衛隊保安部 (Sicherheitsdienst (SD) der SS) の「秘密報告書」⁽²⁾である。この「SD報告」は、親衛隊保安部 (SD と略記) が民衆の「飾り気のない像」を把握することを目的に作成したものであり、ドイツ民衆の生活と民意を表現しているきわめて重要な一次資料⁽³⁾である。このSD報告をもとに、ドイツ民衆、とりわけ女性の民意を分析することにしよう。

第一節 大戦初期

第二次世界大戦勃発以降のSD報告でドイツ人女性の労働配置が最初にとりあげられたのは、1940年2月である。そこで問題となっていたのは、女性の労働配置がうまく進行しないということ、具体的には、未就労女性を「自由意志ならびに募集」によって労働力として調達することは、「多くの場合もはや不可能」である、ということであった⁽⁴⁾。SDは、女性労働配置の困難の原因として、労働時間、賃金、労働の様式の三つをあげている。労働時間の問題については、8時間労働への労働時間短縮、夜間労働の廃止、少なくとも2週間に一日の休暇の付与が「女性の側からくり返し要求」されている。SD報告は、女性たちの希望が考慮されれば、「戦時結婚をした女性、夫が国防軍に召集された妻が職場を離れ、家族援助金によって生活するという、最近くり返し確認される事態は変化するであろう」とみている⁽⁵⁾。しかし実際には、労働力不足と女性の協力の欠如に直面して、労働局は現存の労働力政策の範囲内で、一つには労働時間の延長という方向へむかっていた。この点について注目すべきは、1940年6月27日のSD報告にあるように、就労女性が過労状態なのに、社会的上層の女性は働いていないということが、労働時間を延長させられた女性たちには理解できない、ということである⁽⁶⁾。

しかし、一方で女性が働きづめであり、他方で賃金収入が家族援助金をそれほど上回らない場合には、賃金問題が、未就労女性を労働過程に投入しうるかどうかにおいて重要な役割を果たしている⁽⁷⁾。女性の賃金は低く、さらに、子供の世話はどうするのかという問題もあった。こうした一連の

注(2) *Meldungen aus dem Reich 1938-1945*.

(3) “Einführung” zu *Meldungen aus dem Reich* (MaR と略記), S. 22. また矢野「第二次世界大戦下ドイツ民衆の外国人労働者像」参照。

(4) MaR v. 19. 2. 40, Bd. 3, S. 783.

(5) MaR v. 19. 2. 40, Bd. 3, S. 784f.

(6) MaR v. 27. 6. 40, Bd. 4, S. 1319f.

(7) MaR v. 19. 2. 40, Bd. 3, S. 784f.

事情によって、ドイツ人女性を自由意志にもとづいて調達することは、困難であった。労働司は、労働時間の延長以外の方策として、現存の法規制の中で可能な強制的措置、つまり、労働義務制を利用する方策ももっていた。しかしこの措置に対しては、労働を義務づけられた女性は、「それから免れるためにありとあらゆる理由をあげて」⁽⁸⁾「抵抗」したり、あるいは、社会的上層には子供がいない妻や未就労女性が労働に義務づけられずにいるのに、自分たちは子供のめんどう、家事などをみなければならぬのは不公平である、⁽⁹⁾とって拒否していた。主として労働者層の女性からなる就労女性を労働に義務づける措置は、民意に悪影響を及ぼしていた。40年7月22日のSD報告によれば、問題は彼女たちの犠牲的精神の欠如にあるのではなく、「労働局が全ケースのうちの圧倒的な数で労働者住民の女性に頼ることによって、該当の女性たちが不公平に扱われていると感じている」ことにあった。これらの女性たちは次のように述べている。「いわゆる上層の人々にはいまでもなお一人あるいはそれ以上の女中をもち、飲食店や喫茶店ですることなく座って、海水浴場、テニスコート、運動場にあふれ、朝早くから庭で寝イスに横たわっている。⁽¹⁰⁾」すなわち、一方で就業せずにブラブラしている社会的上層の女性が存在するのに、他方で自分たちは、労働能力を超えて働かざるをえない、という認識があった。

こうして、就労女性の労働諸条件それ自体よりはむしろ、社会的上層の女性と就労女性の「不公平な」労働現実が原因で、ドイツ人女性の労働配置政策は労働力需要に対応する効果をもたらしていなかった。これは主として女性の労働意欲と関係していた。つまり、就労女性の心構えの欠如と低い労働モラルの主要な原因は、1940年12月2日のSD報告で示されていたように、「依然として、以前からもすでに働いているより貧困な住民と上層との異なる取扱いに関する不平」であった。具体的には、不平・不満は、募集あるいは労働義務の対象が労働者層あるいは家族援助金有資格者にむけられているのに、社会的上層の女性、職員や官吏の妻たちは子なしあるいは子供の数が少なくても募集あるいは労働義務の対象になっていない、⁽¹¹⁾という形で表現されていた。

1941年においても、女性の不平・不満は引き続いて女性の労働配置の差別的取扱いにむけられていた。特に自由意志による募集が成功しない主要な原因は、「労働過程への組み入れにおいて同じ基準が必ずしもすべての女性におかれていない」ところにあった。そして、この差別的取扱いは、⁽¹²⁾就労女性ばかりか、未就労女性によっても批判の対象となっていた。この問題がどの程度深刻であったのかは、ドレスデンでの例で明らかとなろう。そこでは、募集宣伝のための催しに1,250名の女性が招待されたが、そのうち600名が参加し、そのうち120名だけが就労意図を表明したにすぎなかった。⁽¹³⁾しかもその大部分が後で様々な理由をあげて就労意図表明を取り下げている。

注(8) MaR v. 19. 2. 40, Bd. 3, S. 783.

(9) MaR v. 27. 6. 40, Bd. 4, S. 1319f.

(10) MaR v. 22. 7. 40, Bd. 5, S. 1411.

(11) MaR v. 2. 12. 40, Bd. 6, S. 1832.

(12) MaR v. 13. 2. 41, Bd. 6, S. 2002. 強調は原文。

(13) MaR v. 26. 5. 41, Bd. 7, S. 2348. 他地区からも同じような例がたくさん報告されている。MaR v. 26. 5. 41, Bd. 7, S. 2349.

こうした状況に直面して、すでに1940年夏の時点で、SDは女性の労働動員令に言及し、その導入ではなく、逆にそれを導入しないことの方が問題となるだろうと考えていた。⁽¹⁴⁾そこからSDは、1941年2月には、女性の平等な労働配置を保証し、同時に女性の心理的な心構えを強化する必要性を認識するに至り、全女性の動員のための法的措置の導入を提案している。⁽¹⁵⁾しかしながら、事態はさらに深刻化していった。労働者層を中心とするドイツ人女性ばかりではなく、広くドイツ民衆によって「不公平な」労働配置の実態が問題とされるようになってきたからである。⁽¹⁶⁾つまり、民衆は、すべての女性が平等に労働配置されていないことに問題の核をみていたのである。就労女性は「完全に労働強制に従わせられ」ているのに、その一方で働かなくてもよい女性がいるという状況に対して、民衆は、「この強制の不均等な配分」に反対していたのである。この女性労働配置の不公平な配分に対する不平・不満は、「規律の欠如」、具体的には、就労女性が、数日間職場を離れてしばらく休養したり、家事に従事したりする試みが増加するという形で現れている。注目に値するのは、当局やDAFのうろたえ振りである。当局やDAFが就労女性のこうした「規律の欠如」を注意しようとする、彼女たちは全く労働していない女性たちの存在を指摘し、そのため、こうした注意の効果がないということである。SDは「こういう状況では労働モラルの不断の低下は避けられない」と判断している。⁽¹⁷⁾

しかし、このことから、当局が就労女性に対して受身にならざるをえなくなったとみなすことはできない。SD報告では、当局の側からの処罰の試みについてはほとんど叙述されていないが、「規律の欠如」に対する企業やゲシュタポの厳しい対応はナチス期の日常の一面でもあった。⁽¹⁸⁾ここで指摘しておきたいのは、厳しい処罰に対して民衆がどのような反応を示していたかということである。例えば、ある女性は、家の事情で数週間もの間早退したため、3ヶ月の懲役刑に処せられた。民衆はこれは厳しすぎると判断したが、その際の民衆の根拠は、すべての女性が同じように労働配置されていればともかく、就業していない女性が存在する状況においては、こうした処罰は不当であるということであった。⁽¹⁹⁾就労女性にとっては、それゆえ、「つましい階層」だけが労働配置され、また、労働不履行により処罰を受けるという脅かしで、強制的に職場につながれているということは、「一面的な強制」であったのである。⁽²⁰⁾ある工場の企業嘱託医によれば、

「部分的には激しくなった職業労働とならんで、家事と子供の世話が相当な超過の要求をもたらしているから、就労女性の一般的な健康状態は、損なわれていた。なるほどこれらの女性は休養が緊急に必要であり、追加休暇を獲得する必要があるが、だれがいったいその間彼女たちの職場を穴うめするのだろうか。……なにゆえに、労働する人々からのみ、完全な労働配置が

注 (14) MaR v. 22. 7. 40, Bd. 5, S. 1412.

(15) MaR v. 13. 2. 41, Bd. 6, S. 2002f.

(16) MaR v. 26. 5. 41, Bd. 7, S. 2349.

(17) MaR v. 26. 6. 41, Bd. 7, S. 2453.

(18) この問題については稿を改めて論じるつもりである。

(19) MaR v. 26. 6. 41, Bd. 7, S. 2453.

(20) MaR v. 29. 9. 41, Bd. 8, S. 2821.

期待されるのか……」⁽²¹⁾

就労女性ばかりではなく、「普通の住民層」にとっても、自由意志による労働力調達は欺瞞的なものと思われていた。というのは、自由意志による募集は、「裕福な」層、具体的には官僚や上級職員などの妻だけに適用されるものと、「普通の住民層」の眼には映っていたからである。すでに戦争勃発以前から、労働義務制が導入されていたし、また退職する際に労働局の承認が必要であったため、就労女性にとってみれば、大戦勃発後の、自由意志による女性募集の原理は最初から無きに等しいものであった。それゆえ、SDの判断においては、就労女性の態度や労働能率や労働モラルは「確実に悪化」⁽²²⁾していたのである。

こうした状況においては、1941年6月20日の秘密布告によって制度化された、戦争勃発後退職した女性だけを再度就業させる制度は、⁽²³⁾うまく機能する可能性は小さかった。そもそもこれらの女性の多くは、病気、出産、子供の世話など特別な事情や家の事情で職場から離れたのであって、再雇用の対象になりにくかったし、また、働かなければ家族援助金が削減されるという条件も、働くよりはそれが削減された方がましであるという理由で、彼女たちは再就業を拒否していた。⁽²⁴⁾退職した女性を再び就業させるという、この制度の効果は小さかったばかりではない。これは、以前就業していたか、あるいは労働手帳を所持する女性だけを対象とするもので、就業していない女性を対象とせず、民衆にとっては不満のある制度であった。41年8月11日のSD報告では、「これまで働く必要のなかった裕福な御婦人方は今度もまた免れている。これが変わらないなら、私たちはときどき仮病で休むわ!」という言い方が「日常茶飯事」であることが示されている。むしろ民衆は、「この制度が一時的な措置にすぎず、全女性の全般的労働義務への一歩であること」を期待していたのである。⁽²⁵⁾つまり、これまでの女性労働配置は、「主として、裕福でない、就業に依存する」労働者やその他社会的下層の女性だけを対象とし、裕福な階層の女性を対象とせず、公平になされていなかったということ、そしてその不公平な現実に対して、就労女性が「心情的には負担の軽減よりはむしろ激化」⁽²⁶⁾を感じ、さらには民衆が強い不平・不満をもっていたということが明らかとなる。こうした状況認識を踏まえ、SDは、全般的な労働義務という形態での全女性の「公平な労働配置」のみが、たとえ労働配置状況の解決になりうるかどうかはわからないにしても、少なくとも民衆の、特に普通の就労女性の不平・不満を解消しうる、と判断するに至ったのである。⁽²⁷⁾

こうした状況は1942年においても変化せず、むしろナチス国家指導部にとっては不利に展開した。女性労働配置が就労女性にどのような影響を及ぼしていたのかを、物質面・心理面でみてみよう。

注 (21) MaR v. 29. 9. 41, Bd. 8, S. 2821f.

(22) MaR v. 11. 8. 41, Bd. 7, S. 2638.

(23) 前章第一節参照。

(24) MaR v. 29. 9. 41, Bd. 8, S. 2820f.

(25) MaR v. 11. 8. 41, Bd. 7, S. 2639.

(26) MaR v. 26. 2. 42, Bd. 9, S. 3386.

(27) MaR v. 29. 9. 41, Bd. 8, S. 2822; v. 11. 8. 41, Bd. 7, S. 2640f.

1942年2月26日のSD報告によれば、就労女性にとっては、労働時間の延長と通勤時間によって買物ができなくなったり、家事が夜遅くになってしまうということが、彼女たちの重荷となっていた。これはもはや彼女たちにとって「耐え忍びがたく」なっていた。また、子供の世話の問題、保育園の不足と開園時間の問題が重なっていた。そのため、仕事をさぼることが必然化したが、そのために彼女たちを処罰すれば、彼女たちは怒り、労働意欲はますます減退するので、なかなか処罰できないでいる。また、既婚女性を仕事につかせるために、4～5時間のパートタイム労働を実施するようにもなってきた。SDも、全日では働けない女性の調達方策としてパートタイム労働を肯定的に評価し、女性たちの方でも、働いていない女性が働けば、多くの女性がパートタイム労働に移行しうる、と主張していたが、企業側の強い反対により、パートタイム労働の普及の見込みはなかった。⁽²⁸⁾

こうした問題は、就労女性に心理面でマイナスに影響していたが、就労女性は、こうした問題が容易には解決不可能であることを理解していたばかりか、彼女たちには「必要な犠牲を払う覚悟」もできていたようである。「しかし彼女たちは、この必要な犠牲がなぜこうも不公平に配分されているのか理解できない。追加女性労働力の緊急の需要にもかかわらず……これまでまだ働いたことのない、仕事から離れている女性の動員規則がないという事情は、ますます強く、不安、いやそれどころか憤慨の源泉とな⁽²⁹⁾っている。」SD報告によれば、就労女性のみならず、労働者層はいつも次のような事情を指摘して、ドイツ人女性はこれまで以上に就労すべきだという警告に対して反論しているという。「大都市ではカフェテリアやその他飲食店がすでに午後の早い時間から、女性でいっぱい、彼女たちはそこで何時間もすわっている。しかしこうした女性には彼女たちの無為と態度を理由にしては『少しも害を加えられない』。それに対して、たとえば家事の負担あるいは肉体的衰えによって労働過程から離れたと思う就労女性には、あれこれと文句がつけられる。すでに退職した女性は強制的に他の職場に労働配置されるか労働に義務づけられる。⁽³⁰⁾」

不公平な労働配置の実態の影響がどのくらい大きいものであったのかは、召集され、前線にやられた兵士の拒否的な態度にも現れている。たとえばある兵士は、まだ二歳未満の子をもつ妻が働くよう要請されたことについて、1941年7月に労働局にあてて、妻を働かせないと明確に書き送っている。「一度おたずねしたいのですが、貴殿の奥方は既に働きに出ておられるのでしょうか。きっとそうではないでしょう。そうだとすれば、家庭の整理はつかず、貴殿は休養などできないでしょう。⁽³¹⁾」また、1942年2月26日のSD報告ではある兵士の手紙があげられている。「私が前線にいるかぎり、妻に対して嫌がらせをさせません。金持ちの夫人と娘が労働配置されないかぎり、私は妻に働くことを禁じました。私は自分の家族のためだけではなく、こうした家族のためにも外地で闘っ

注 (28) MaR v. 26. 2. 42, Bd. 9, S. 3383ff.

(29) MaR v. 26. 2. 42, Bd. 9, S. 3386.

(30) MaR v. 26. 2. 42, Bd. 9, S. 3386.

(31) Gersdorf, Dok. 156, S. 345.

ています。犠牲が要求されるのであれば、財力の差なしに全員がなんらかの犠牲を提供すべきであります。労働者の妻は、国家にとっては工場主の妻と全く同じ価値があるのです。⁽³²⁾

こうした心理面での状況は、規律面でも悪影響を及ぼしていた。DAFの企業集会で、DAFの演説に対して「自分では働きたくないのだろう」というヤジが飛ぶようになった。こんなヤジは「最近まではなかった」ことを考えると、規律面での問題の深さが明らかとなろう。さらに、労働協約に違反した女性を処罰すると、不公平な労働配置という事態があるために女性の憤慨をひきおこし、他方で処罰をしないとますます違反が増える、という矛盾に、労働行政ならびに司法当局は悩んでいた。また宣伝担当局は、なぜ決定的にやらないのかという問題をひきおこすので、女性労働配置のプロパガンダを停止せざるをえなくなりつつあった、⁽³³⁾という。

以上から、42年2月26日の報告でSDは、全女性の労働動員の前提としての届出義務制の導入の必要性を結論づけている。「少なくとも、未就労女性にも労働の負担を分けるという『意志』を労働住民に示すことが無条件に必要である。」これまで、未就労女性の感情の悪化を避けてきたが、今や、労働する女性とその夫たちの感情を配慮する必要がある、⁽³⁴⁾と。

このように、公平に配分された全般的な労働義務制の導入が、主として労働者層の就労女性から強く要請されていた。こうした心理的期待のなかで、ドイツ人女性の労働動員令が発令されたのである。

第二節 「労働総動員」体制期

1943年1月27日の「労働総動員」体制の一環としてのドイツ人女性の「届出義務」制は、ドイツ民衆のこうした心理的期待のなかで導入された。本節では、この「届出義務」制がドイツ民衆にどのように受けとめられていたのかを明らかにしよう。

SDはすでに43年2月1日の報告で、民衆の反応を観察していた。それによれば、この「届出義務」制を「上下、貧富の差なし」に、忌避の試みも許さずに遂行する、という当局の説明は、特に労働者層に「深い満足」を呼び起こしたが、民衆はこの制度を「網目が広すぎる」と判断し、「少し失望の念」をもって受けとめていたようである。それゆえ、発令直後の段階では、ドイツ民衆は、

注 (32) MaR v. 26. 2. 42, Bd. 9, S. 3388.

(33) MaR v. 26. 2. 42, Bd. 9, S. 3389ff.

(34) MaR v. 26. 2. 42, Bd. 9, S. 3391. 1942年3月12日付のSD報告にも、裕福な家族、特に若い女性の生活の仕方について、兵士や労働住民から不平・不満が強くでていることが指摘されている。スキーを着を着、日焼けした顔の若い女性たちは労働住民の怒りの対象となり、すわるどころなく立ち通しの兵士たちも、スキーに行く女性たちが車両でブリッジに興じていることを批判している、という。MaR v. 12. 3. 42, Bd. 9, S. 3450. 労働モラルの低下の重要な原因として、1942年10月8日付SD報告は、すべての女性が同じ原則で労働配置されていない事実をあげている。この報告では、特に、未就労女性が、店で列を並び、不足している品を買い求める可能性をもっていることが就労女性に不利な感情を与えている。MaR v. 8. 10. 42, Bd. 11, S. 4305f.

社会的上層の女性たちが労働動員体制の一環に組み込まれ、それによって全ドイツ女性に「模範」を示すことを期待していたと同時に、とりわけ労働者層は、「主に、これまで労働配置されていなかった男女の労働動員の実施」に注目していたのである。同年2月4日の報告は次のように記している。

「1月27日の『軟弱で』『首尾一貫しない表現』は否定的に語られている。本措置のスタート、そして特に、上層の人々も実際に公平に徴集されるかどうかを、全くじりじりした気持ちで待っている。とりわけ小都市では、民衆は、家族の個人的関係が知られている一定の女性について語っており、『特に』、これらの女性が労働配置にどのような態度をとるか『ということについて敵意を懐いて待っている』。ここに寄せられた報告によれば、民衆のいさかい懐疑はかなり大きい。『著名な人々』が、小都市ではそういう人々には市長や弁護士(35)の夫人も加わるが、彼らになんらかの仕方でこっそり免れようとする、と思われている。医者のところへは、労働不能を証明させようと思う女性がきつとおしかけるだろう。最悪の場合には、特に人が『注目している』女性は、多分赤十字に届けるだろう。しかしこれは十分な労働配置とは評価されえないだろう。措置が実際に完全実施されることに、住民の大部分はまさに真の民族共同体(36)の存在の試金石、すべての人の区別なき労働配置に対する指導部の決意の試金石をみている。」

このように、「労働総動員」体制のなかでも世論の関心はもっぱら女性の労働動員に関する問題にむけられており、女性の包括的労働動員への一般の関心がいかに大きかったのかが明らかとなろう。しかし、前稿で述べたように、動員令には例外規定が多かった。民衆はこの動員令を「ゴム令」と呼び、不満の意を隠さなかった。したがって、SD報告によれば、多くの民衆は、この新しい措置によって、「女性労働動員のあらゆる可能性は必ずしもまだくみ尽くされていない」とみなし、また、例外規定が、「労働意欲のない女性によって『忌避』するために」利用されうるだろうと考えていた。こうした状況から、43年2月4日のSD報告は、ドイツ人女性の労働動員措置を厳しく実施しないと、民衆の信頼に大きな影響を及ぼすだろう、という結論をひきだした(37)。

ドイツ民衆の眼には、「上流の御婦人方」、具体的にはたとえば経営指導者あるいは中・上級官僚、職員の妻や娘が、なんとかして労働義務から免れようとしているように見えていた。しかも、ドイツ民衆が眼のあたりにした社会的上層の女性のこうした試みは、かなり具体性をもっていた。たとえば、労働義務から免れるために、今から医者(38)の診断を得ようとしたり、工場にやられる前に快適な事務作業をうまくせしめようと、直接労働局や郵便局や国防軍に押しかけたり、コネクションのある企業あるいは役所で簡単な職員としての仕事を引き受けて楽をしようとしたり、あるいはあらゆる口実を使って、労働配置不能であると証明しよう(39)と努力していた。

注 (35) MaR v. 1. 2. 43, Bd. 12, S. 4733.

(36) MaR v. 4. 2. 43, Bd. 12, S. 4751f.

(37) MaR v. 4. 2. 43, Bd. 12, S. 4756f.

(38) MaR v. 4. 2. 43, Bd. 12, S. 4759.

(39) MaR v. 11. 3. 43, Bd. 12, S. 4934; MaR v. 8. 2. 43, Bd. 12, S. 4763; MaR v. 11. 2. 43, Bd. 12, S. 4789.

民衆たちのこうした具体的経験は、民意形成にきわめて重要な影響を及ぼした。SD報告に示されているように、「民衆の立場と態度は、民衆が動員令の実施について個人的に観察することによって得た印象にほとんどもっぱら依存している。⁽⁴⁰⁾」さらに、SD自身が、こうした民意を分析することを通して、社会的上層の女性の大部分が労働動員を拒否している、と判断した。⁽⁴¹⁾

それでは、ドイツ民衆、特に就労女性が全般的な労働総動員を要求したことは、ナチスのイデオロギーあるいはドイツ戦争経済のための「民族共同体」への方向性をもつものであるといえるだろうか。こうした態度は、むしろ、社会的上層の「あからさまな」・「悪意にみちた毀傷の喜び」や「下心のある観察」に対する民衆の懐疑、また、実際に厳しく公平に実行するかどうかという、指導部の意図と能力に対する懐疑を意味する。「ねたみ、不信と偏見は今ほどあきらかになったことはない。多くの場合、労働者住民あるいは中間層の女性は、自分たちの労働配置を、『上流の御婦人方』……も工場労働その他に徴集されるかどうかによって依存させると説明している。」このように、「下層の人々は実際の犠牲的精神から自分たちの労働配置に乗る気ではなく、国家によって敷かれた強制措置とみなして⁽⁴²⁾おり」、「民族共同体」への犠牲的精神を意味するものではなかった。しかしそこには、労働動員が公平におこなわれれば、戦争経済のために労働するという民衆の覚悟は存在していた。この覚悟を背景に、社会的上層も公平に労働動員されることを期待していたのである。

ところで、労働総動員発令当初にみられた、ドイツ民衆の「満足」と「期待」は、発令から2ヶ月も経過しないうちに「無関心」と「懐疑」に変化していったように思われる。1943年3月15日のSD報告によれば、労働総動員体制への措置に関する議論が、「はじめて弱まった」。その理由は、一部は、民衆が労働動員の経過に失望したからであった。当初住民をとらえた活気は「再び次第に無関心と懐疑」に転化した、とそこでは説明されている。⁽⁴³⁾しかしその後のSD報告をみると、「無関心と疑念」というよりは「不平・不満と懐疑」が支配的になっていったように思われる。その際留意する必要があるのは、不平・不満が労働義務を免れている女性に対するものに限定されなくなったということである。すなわち、43年4月5日のSD報告によれば、「依然として、労働義務のある女性の一部はいいのがれを試み、予定されている全日あるいは半日の労働配置を拒否する理由を、偽って申し立てている。⁽⁴⁴⁾」しかし他方で、長年就業している女性たちは、「新たに動員された多くの労働者が半日労働しかおこなう必要がないのに対し、自分たちはすでに長年、まる一日働くことを強いられていることについて、くりかえし批判的な意見」を表明していた。⁽⁴⁵⁾つまり、長年就業している女性たちは、労働動員されていない女性に対する批判ばかりではなく、新たに労働動員された女性が半日労働しかおこなっていないことに対して、不平・不満をもつようになっていたこと

注 (40) MaR v. 11. 3. 43, Bd. 13, S. 4633.

(41) MaR v. 11. 3. 43, Bd. 13, S. 4934.

(42) MaR v. 25. 2. 43, Bd. 12, S. 4844.

(43) MaR v. 15. 3. 43, Bd. 13, S. 4945.

(44) MaR v. 5. 4. 43, Bd. 13, S. 5075.

(45) MaR v. 5. 4. 43, Bd. 13, S. 5076.

が明らかとなろう。

すでに述べたように、ドイツ民衆、とりわけ就労女性が労働総動員に寄せていた期待は、ナチスの「民族共同体」を求めるものではなかった。しかしその期待には、犠牲が公平に配分されれば、戦争経済のために労働することにはやぶさかではないという民意が含まれていた。ところがこの条件が欠落していることが明らかになれば、ドイツ民衆の不平・不満はこれまでとは異なる質をもつようになる。こうした変化は1943年に生じた。SDは、1943年11月29日、党官房にあてた報告の中で、民衆が「国家と党の指導的機関に対して懐疑的」になっており、その重要な理由として、女性労働動員が公平に実施されていない点をあげている。「戦争の負担の公平さと平等な配分が指導部への信頼の程度を決めるだろう。特に、指令が平等にあるいはトータルに実施されないならば、例外と『裏口』があり、人物を配慮せずに首尾一貫して断固として実施されないならば、信頼はぐらつくだろう。」⁽⁴⁶⁾

1943年12月13日の報告でSDは、女性労働動員に関する民衆の不満が、動員組織の担当行政機関の無能性を問題とする、という形で現れているようになったことを指摘している。「当局は、一方で、女性を部分的にあまりに思いやりをもって扱い、多くの適当な女性を動員していない、と非難されているのに対し、他方で、動員された女性の多くによって、働く場がないと叱責されている。民衆は、自分たちの観察から、『動員されていない者』の数が非常に多いと思っている。……いずれにせよ、総力戦への呼びかけの当初にしばしば見出された、動員への女性の覚悟は、今や多かれ少なかれ消滅した。」⁽⁴⁷⁾

1944年3月になると、外国人労働力の量的拡大の展望がなく、一方で軍需生産は維持しなければならないというディレンマのなかで、Sauckelはドイツ人女性の「届出義務」制の適用年齢を拡大し、また未就学児童一人をもつ母親あるいは14歳以下の子供二人をもつ母親にも適用する提案をおこなった。同年6月には、「届出義務」制の対象範囲が拡大されている。⁽⁴⁸⁾しかし、女性の「届出義務」を一律50歳まで拡大するSauckelの構想はヒトラーの拒否に遭遇していた。⁽⁴⁹⁾ヒトラーはあくまでも、ドイツ人女性は家で働き、子孫の繁栄につくせばよいという考えに固執していたのである。⁽⁵⁰⁾

しかし1944年7月20日のヒトラー暗殺計画、より根本的には夏の戦況の不利な展開を契機に、Goebbelsが「戦争総動員特別全権」に任命され、新たに総動員体制への転換が意図された。これによってGoebbelsがドイツ人の労働動員の統制権限をもつようになった。これによって、ドイツ人女性の「届出義務」年齢が50歳に延長された。⁽⁵¹⁾

こうした転換は、世論にそれなりの影響を及ぼしたようである。1944年7月28日、SDが、世論

注(46) Bericht an die Parteikanzleiv. 29. 11. 43, Bd. 15, S. 6065f. 強調は原文。

(47) SD-Berichte zu Inlandsfragen v. 13. 12. 43, Bd. 15, S. 6133f.

(48) Zweite Verordnung über die Meldung von Männern und Frauen für Aufgaben der Reichsverteidigung vom 10. 6. 1944, in: RABl. I, 1944, S. 224.

(49) Recker, S. 267f.

(50) Winkler: Frauenarbeit, S. 144f.

が「総力戦の実施について大きな期待」を懐いていると報告しているからである⁽⁵²⁾。しかしそれは、単なる「期待」というよりは、不平・不満と批判が結びついたものであった。翌月のSD報告には、「全体的な戦争動員はいまだ現実にはなっていない。これまでは演説、新聞記事と大告知があるにすぎず、実践的な動員はおこなわれていない、という激しい批判。……前年と同様、再び『プロバガンダの太鼓』が打ち鳴らされるだけだろうという推測。」住民は「現在の戦争の決着に必要なものが全力で実施されることを要求している。」さらに、「実施すべき措置に対する苛立ちは日に日に増大している。」という一連の叙述がみられる⁽⁵³⁾。

このように、1944年の段階での労働動員制度における変化は、ドイツ民衆の態度や意識のレベルでの変化をもたらしてはいないように思われる。労働総動員に対する民衆の期待と不満と批判の結びついた構造は変化することなく存続していたのである。1944年8月17日、SDは世論動向の報告をおこなった。それによれば、「全住民の期待は、……告示され、部分的にはすでに着手されている全体的な戦争動員の最もすみやかな実施にのみ置かれている。」「女性動員が、依然として、負担がみんなに公平に配分されているかどうかの試金石である。」⁽⁵⁴⁾

おわりに——ナチス・ドイツと女性——

以上、本稿ではまず第一章で、第二次世界大戦期ドイツにおける女性労働動員の実態を統計的に観察し、続いて、その実態をもたらした原因を、ナチスの労働力政策(第二章)ならびに女性の態度(第三章)の両面から明らかにした。そこで最後に、本稿での分析を、研究史の中に位置づけながら、結論づけることにしよう。

第二次世界大戦期に、ドイツ人女性の就業者数は減少・停滞していた。しかしそれは、大戦前あるいは大戦初期の段階で、ドイツ人女性が、労働過程に吸収できるだけ労働配置されていたからではなかった⁽⁵⁵⁾。統計的にみると、大戦期に、未就労のドイツ人女性がかかり大量に存在していたのである。また、女性就業者数が減少・停滞を示した工業部門内部でみると、生産財部門においてのみ女性就業者数は増加しており、それは、部門内配置転換によるものであった。就労女性の配置転換は、未就労女性の労働動員がなくても可能であったが、問題は、なぜドイツ人女性は労働動員されなかったのかである。

注(51) Dritte Verordnung über die Meldung von Männern und Frauen für Aufgaben der Reichsverteidigung vom 28. 7. 1944. in: *RABl.* I, 1944, S. 168; Bleyer: *Staat*, S. 125; Homze, S. 225f.; Recker, S. 272f.

(52) *Meldungen über die Entwicklung in der öffentlichen Meinungsbildung* v. 28. 7. 44, Bd. 17, S. 6686.

(53) *Meldungen aus den SD-Abschnittberichten* v. 10. 8. 44, Bd. 17, S. 6701f.

(54) *Meldungen über die Entwicklung in der öffentlichen Meinungsbildung* v. 17. 8. 44, Bd. 17, S. 6705f. 強調は原文。

(55) それに対し Overy や Schupetta。

そこで第二章では、ナチスの女性労働力政策に焦点をあてて、その原因を考察した。高度の政治的判断により、ドイツ人女性の労働動員は1943年まではおこなわれず、それ以降も不完全なままにとどまり、また、女性（母性）イデオロギーに立脚する制度が導入されていた。つまり、労働力政策そのものが、ドイツ人女性の労働動員を遅延させ、また不完全なものたらしめるものであった。⁽⁵⁶⁾ その背後にはナチス・イデオロギーが存在していた。しかし、その際注目しなければならない点は、そのイデオロギー的な配慮の対象になっていたのは、就労女性ではなく、社会的上層の未就労女性であったということである。したがってナチス国家指導部は、こうした社会的上層の女性を労働配置の対象とせず、また労働総動員制度においても彼女たちが労働総動員の対象とならないような条項を設定していた。労働動員令が様々な回避条項を内包していたことから明らかになるように、未就労の、社会的上層のドイツ人女性が労働に義務づけられないようにする措置は講じていたのである。これは、未就労のドイツ人女性を労働動員するという意図が、ナチス国家指導部には実際にはなかったということの意味しているのである。

このように、一方で、ナチスの女性（母性）イデオロギーが社会的上層に対して存在しており、他方で、労働力をいかに確保するかという戦争経済的観点が、就労女性から労働力を調達するという形で存在していた。ナチス国家指導部は、就労女性に対して女性（母性）イデオロギーを配慮する必要性は考えていなかったように思われる。その意味で、社会階層によってナチス国家指導部の対応は大きく異なっていたことが確認できよう。⁽⁵⁷⁾

これまでの研究史を回顧すると明らかになるように、ドイツ人女性が労働動員されなかった原因を、ナチスのイデオロギーに求めない論者は、女性の強制的労働義務によってナチスの人気がなくなるかもしれないという権力の側の不安と恐れに求めていた。⁽⁵⁸⁾ しかし、どちらの立場にせよ、こうした考えに立脚すると、なにゆえに1943年1月に、様々な抜け道にもかかわらず、とにかくドイツ人女性の届出義務制による労働動員が宣言されたのか、その理由が明らかとならなくなる。そこで第三章では、ドイツ民衆、とりわけ女性の態度や考えを分析した。それによって明らかになったように、就労女性、階層的にはとりわけ労働者層と下層中間層の女性は、自分たちだけが労働せざるをえないことに対して不満を表明していた。⁽⁵⁹⁾ この不平・不満はけっして無視しうる程度のものではなかった。戦争勃発前から働いていたドイツ人女性は、低賃金と長時間労働で働き続けていた。ナチスの女性（母性）イデオロギーによる様々なプロパガンダによって恩恵をこうむることができた女性も、数的にはそれほど多くはなく、就労女性にとっては労働の日常は存続しつづけていたのである。労働する必要のなかった女性や自由意志によって働こうとしなかった女性たちが、戦争が長

注 (56) Janssen, S. 226; Winkler: *Frauenarbeit*, S. 187ff. ; Herbst, S. 213f. Koonz は、戦争経済における女性労働において、ヒトラーの女性観が最終的に決定的であった点を強調しているが、この点について特に新しいものはない。Koonz, S. 394ff. 邦訳 (下), 271頁以下参照。

(57) Arendt は階級的動機を強調している。Arendt, S. 310.

(58) Mason: "Frauen"; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I und II.

(59) Rupp, S. 196f.

期化するなかでも依然として労働過程に動員されていない現実に対して、就労女性は強い不満をもっていたのである。

ところで、ドイツ人女性の労働動員をおこなうと、ナチス体制への消極的抵抗はさらに大きくなり、そうした恐れから労働動員できなかった、という見解の前提として、ドイツ人女性は彼女たちの労働動員を望んではいなかったし、たとえ導入されても拒否したであろうという考えがある。しかし、本稿で明らかにしたように、ドイツ民衆、特に就労女性は女性の労働動員そのものに反対していたのではなく、女性労働力需要が緊迫していたにもかかわらず、まだ労働動員されていない女性があり、したがって不公平が存在していることに、不平・不満をもっていたのである。さらに、彼女たちは、女性の労働動員の廃止ではなく、すべての女性を平等に動員すること、つまり全般的な労働動員を望んでいた。したがって、彼女たちのこうした不平・不満から明らかとなるのは、労働動員が公平に配分されれば就労女性は労働するという態度の存在である。戦争経済のために労働力を調達しなければならなくなったナチス・ドイツにとっては、就労女性は労働力として重要であったが、こうした態度が存続しているかぎり、労働動員を宣言すれば、彼女たちの不平・不満を和らげうる、とナチス国家指導部は考えていたように思われる。

さらに、1943年の労働義務制による労働総動員体制の導入に対する就労女性のこのような態度は、社会的中・下層の未就労女性にもみられるようになった。彼女たちは、社会的上層の女性が労働するかどうかによって、自分たちが届出で、労働義務をおこなうかどうかを決めていたように思われる。したがって、経営者・将校・自由業者・高級官吏の妻や娘ばかりではなく、労働者や小市民層の女性もまた、労働動員の要請をできるだけすり抜けようとした、と主張するウーテ・フレイフェルトの見解は一面的である⁽⁶⁰⁾。しかし他方、労働義務制の成否は、社会的上層の女性を実際に労働させるかどうかにかかっていた、とは評価できないだろう⁽⁶¹⁾。そもそもナチス国家指導部は社会的上層の女性の労働動員を実際に貫徹しようとは考えておらず、他方で就労女性の不平・不満を和らげることを意図していたからである。

さらに本稿の考察から明らかになった点として、「不公平な」女性労働配置に対する就労女性の態度が、1943年の労働総動員以降、「期待と不平・不満」から「批判と不平・不満」へと転化した、ということがあげられよう。こうした態度に対するナチス国家指導部の対応は、心理的な面での宣伝に重点を移すことによって、就労女性の不平・不満を和らげようとしたところに現れていた。

Goebbels の特別全権任命はその証左であろう。

本稿での直接の課題とはならなかったが、SD報告の分析において明らかになった点として、女性労働力に対する企業側の対応がある。ドイツ人女性のかかなりの部分には、半日のパートタイム労

注 (60) Frevert, S. 216. 邦訳, 206頁。

(61) それに対して Rupp, S. 202. また、社会的上層の女性には回避する可能性が多く与えられていたため、就労女性、特に社会階層的には労働者層の女性は、社会的上層の女性がそのような態度をとるかぎり、自分たちも労働動員に対し拒否的態度をとるようになった、とみる見解として、Arendt, S. 310ff.

働にはそれなりの就労の心構えが存在していたが、半日のパートタイム労働がおこなわれている職場はほとんどなかったようである。その理由は、労働組織の編成替えをおこなって、半日のパートタイム労働の前提を作らなければならなかったため、企業側が半日のパートタイム労働に非常に消極的であったからである。企業側はむしろ、女性よりもっと低賃金で、かつ労働諸条件などに関する要求をすることのない外国人労働者を調達しようとした。⁽⁶²⁾ 企業側は、家事に専業する女性の、⁽⁶³⁾ 労働力としての質に期待せず、したがってそれを重視していなかったのである。

大戦中に、ドイツ人女性はなお就労可能な労働力として量的にはまだかなり大量に存在していた。⁽⁶⁴⁾ しかし問題は、こうした女性の労働力の質がどのようなものであったのかということである。質的にみれば、未就労のドイツ人女性は企業にとってみれば必要不可欠な労働力であったとは思われない。それゆえ、ドイツ人女性の労働動員は労働力の質からみて不可欠の制度ではなく、むしろ、労働力政策とは別の次元にかかわる労働者政策の一環であった。つまり、ナチス・ドイツは、労働力政策としては、外国人労働力と就労女性の労働力に期待したのである。

このように、ナチス・ドイツは、未就労のドイツ人女性を大量に新たに労働過程に導入することによって、軍需生産の拡大に対応しようとしたのではない。しかしこのことは、ドイツ人女性に対してナチス・ドイツが何もしなかったということの意味するものではない。就労ドイツ人女性を配置転換することによって、戦争経済の必要性に対応しようとしていた。その対象となったのは就労女性であり、未就労女性ではなかった。

ところで、研究史上、ナチス・ドイツの非合理性と合理性という問題が議論の対象となっている。ドイツ人女性の労働動員の実態についても、ナチス国家指導部の合理的決定によるものなのか、あるいは非合理的なイデオロギーによるものなのか、議論されてきている。最近では、合理的な決定によるものであるという見解に近づきつつある。そこで、この問題について、本稿から主張しうる結論的考察をおこなうことにしよう。

ヒトラーがドイツ人女性の労働動員を拒否したのは、Speer らの考えと比較してヒトラーの考え⁽⁶⁵⁾ が非合理的であったからである、というのが、かつての研究で提示されていた見解である。それに対し最近では、ヒトラーの考えが合理的であったという主張がなされるようになってきた。その根拠として、大きくわけて二つの理由があげられていると考えられる。まず、第一の根拠は、外国人労働者の存在である。そのため、ドイツ人女性の労働力としての意義は相対化され、それゆえ、ヒトラーのドイツ人女性労働動員の拒否はそれなりに合理的であるという考えである。⁽⁶⁶⁾ しかし、外国人労働者の大量動員そのものが戦争経済的観点とイデオロギー的観点の妥協の産物であり、⁽⁶⁷⁾ 外国人労働者の存在から、ドイツ人女性の労働動員の欠如ないし不完全性を合理的とみなすことはできな

注 (62) それについては Winkler: *Frauenarbeit*, S. 187ff.; MaR v. 11. 3. 43, Bd. 13, S. 4938.

(63) MaR v. 11. 3. 43, Bd. 13, S. 4938; Schupetta, S. 131ff.

(64) Vgl. Schuppeta, S. 137ff., 141.

(65) Janssen, S. 130, 226.

(66) Schupetta, S. 145.

い。ドイツ人女性を大量動員しないというイデオロギー的観点からも、外国人労働者の大量動員が動機づけられていたのであり、両者は不可分の関係にあった。

ヒトラーのドイツ人女性の労働動員拒否が合理的であった、という考えのもうひとつの根拠としては、女性の全般的労働動員による社会的不安の増大があげられる。かつて Mason や東独の研究者たちは、社会的不安の増大に対するナチス国家指導部の恐れを重視し、それゆえドイツ人女性⁽⁶⁸⁾を労働動員できなかったとしていたが、それに対し Schupetta は、ヒトラーがドイツ人女性の労働動員をおこなわなかったのは、彼女たちをナチス体制に社会的に統合するためであった、と主張する。つまり、社会的統合の観点からみて合理的な決定であったというのである。⁽⁶⁹⁾しかし本稿で明らかにしたように、ドイツ人女性のうちでも、主として労働者層からなる就労女性は、女性の全般的労働動員を要求していたのであり、この場合、女性の態度如何による社会的不安とその増大があるとすれば、それは全般的労働総動員の欠如による不平・不満に起因するものであった。他方で、未就労の社会的上層のドイツ人女性は労働動員を回避しようとしていた。女性(母性)イデオロギーの観点から社会的上層の女性たちを配慮していたナチス国家指導部にとっては、全般的労働総動員制を実際には導入しないことが、彼女たちを社会的に統合するために必要なことであった。その意味で、抜け道の設定などの不完全性は、彼女たちに不平が生ずるのを防ぐために合理的であった。

したがって、実際に導入された労働動員令は、一方で労働動員の欠如による就労女性の不平・不満に対する政策であると同時に、他方で、労働動員されたくないドイツ人女性に対して、動員による不平・不満の出現を防止しようという政策を含むものでもあった。こうした矛盾した課題をになった労働動員令は、後者の課題を遂行することはできたが、それゆえに、前者の課題を完遂することができなかった。

以上の考察から、大戦中においてもドイツ人女性が労働動員されなかった理由について、これまでの研究は、一面的にしか説明していないことが明らかになっただろう。労働総動員体制によってナチスに対する民衆の感情が悪化するのではないか、という不安と恐れをナチス国家指導部がもったために、ドイツ人女性を労働動員できなかったとする Mason テーゼも、ナチスのイデオロギーに立脚して、ドイツ人女性を労働動員する意図がなかったという Winkler テーゼも、他方で、ドイツ人女性、特に社会的上層の女性がナチスの労働動員要求に応ずる気がなく、ナチス国家指導部が女性の労働動員を意図していたが、その意図は社会的上層の女性のこうした意志によって実現しなかったとする Rupp テーゼも、ドイツ人女性労働動員の実態をもたらした原因を正しくは説明していないのである。

ナチスは戦争経済を遂行するために、ドイツ人女性、とりわけ社会的上層の女性を積極的に労働

注(67) 矢野「外国人強制労働への道」,「強制連行・強制労働」参照。

(68) Mason: "Frauen", S. 177; *DZW* Bd. 2, S. 313; Bleyer, S. 95f.; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I und II.

(69) Schupetta, S. 145; Frevert, S. 221. 邦訳, 211頁。

動員しうるだけ、彼女たちの心をとらえることはできなかった。しかし他方で、彼女たちを労働動員しないか、あるいは彼女たちに回避の可能性を与えているかぎりでは、彼女たちの不平・不満の出現を阻止しえた。したがって、労働動員しないことが、体制統合にとって合理的であったといえるのは、社会的上層の女性の場合である。一方、大量の就労ならびに未就労の社会的中・下層のドイツ人女性は、労働総動員を要請していた。彼女たちは、労働総動員によって社会的上層の女性たちが労働過程に組み込まれることを望んでおり、そうでなければ戦争経済のために犠牲になる気はなかったのである。積極的に、熱狂的にナチスを支持することはなかったとはいえ、社会的中・下層の女性たちは、犠牲が平等に配分されるかぎりですれなりに戦争経済のために労働する意図をもっていただように思われる。しかし歴史の事実としては、実質的な全般的労働総動員は導入されなかった。就労女性の不平・不満は解消されなかったのである。したがって、彼女たちの不平・不満は、労働総動員体制が導入された1943年に、新しい質をもつようになったのである。ナチス・ドイツは、就労女性のこうした不平・不満を心理的な宣伝によって解消しようとし続けた。他方、ナチス・ドイツは、社会的上層の希望に反して労働総動員体制を導入・貫徹する意図はなかった。こうした相対立する労働力政策を可能とさせたのは、外国人労働者が存在したからである。ドイツ人女性の社会的統合という問題は、外国人労働者との関連において、より正確に捉えることができる。こうした問題の考察については、稿をあらためて論じる必要がある。

文献・資料リスト

- Albrecht, Gerhard: "Die Unterstützung der Familien Einberufener", in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 151, 1940.
- Arendt, Hans-Jürgen: "Zur Frauenpolitik des faschistischen deutschen Imperialismus im zweiten Weltkrieg", in: *Jahrbuch für Geschichte*, Bd. 26, 1932.
- Bajohr, Stefan: *Die Hälfte der Fabrik. Geschichte der Frauenarbeit in Deutschland 1914 bis 1945*, Marburg 1979.
- Bleyer, Wolfgang: *Stata und Monopole im totalen Krieg*, Berlin(O) 1970.
- Die deutsche Industrie im Kriege 1939-1945*, Berlin 1954.
- DZW: *Deutschland im zweiten Weltkrieg*, 5 Bde., Berlin(O) 1974-1985.
- Eichholtz, Dietrich: *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Bd. I, Berlin(O) 1969; Bd. II, 1985.
- Frevert, Ute: *Frauen-Geschichte zwischen bürgerlicher Verbesserung und neuer Weiblichkeit*, Frankfurt a. M. 1986. 邦訳『ドイツ女性の社会史—200年の歩み』若尾祐司他訳, 晃洋書房 1990年。
- Gersdorff, Ursula v.: *Frauen im Kriegsdienst 1914-1945*, Stuttgart 1969.
- Handbuch für die Dienststellen des Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz und die interessierten Reichsstellen im Großdeutschen Reich und in den besetzten Gebieten*, Bd. I, Berlin 1944.
- Herbst, Ludolf: *Der Totale Krieg und die Ordnung der Wirtschaft. Die Kriegswirtschaft im Spannungsfeld von Politik, Ideologie und Propaganda 1939-1945*, Stuttgart 1982.
- Homze, Edward L.: *Foreign Labor in Nazi Germany*, Princeton 1967.

注(70) それに対し, Rupp, S.204.

- IMT: *Trials of the Major War Criminals before the International Military Tribunal*, 42 Bde., Nuremberg 1947-1949.
- Janssen, Gregor: *Das Ministerium Speer. Deutschlands Rüstung im Krieg*, Berlin/Frankfurt a. M./Wien 1968.
- Klinksiek, Dorothee: *Die Frau im NS-Staat*, Stuttgart 1982.
- Koonz, Claudia: *Mothers in the Fatherland. Women, the Family and Nazi Politics*, Worcester/London 1987. 邦訳『父の国の母たち—女を軸にナチズムを読む』(上), (下) 姫岡とし子監訳, 時事通信社 1990年。
- Kuczynski, Jürgen: *Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*, Bd. 6, Berlin(O) 1964; Bd. 18, 1963.
- Mason, Timothy W.: *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft. Dokumente und Materialien zur deutschen Arbeiterpolitik 1936-1939*, Opladen 1975.
- Mason, Tim: "Zur Lage der Frauen in Deutschland 1930 bis 1940: Wohlfahrt, Arbeit und Familie", in: *Gesellschaft. Beiträge zur Marxschen Theorie* 6, Frankfurt a. M. 1976.
- Mason, Timothy W.: *Sozialpolitik im Dritten Reich. Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft*, Opladen 1977.
- Meldungen aus dem Reich 1938-1945. Die geheimen Lageberichte des Sicherheitsdienstes der SS*, hrsg. und eingeleitet von Heinz Boberach, 17 Bde., Herrsching 1984.
- Moltmann, Günter: "Goebbels' Rede zum Totalen Krieg am 18. Februar 1943", in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 12. Jg., 1964.
- 大野英二「『第三帝国』におけるテクノクラートの役割」同著『ナチズムと「ユダヤ人問題」』リプロボート 1988年所収。
- Overy, Richard J.: "Blitzkriegswirtschaft? Finanzpolitik, Lebensstandard und Arbeitseinsatz in Deutschland 1939-1942", in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 36. Jg., 1988.
- RABL: *Reichsarbeitsblatt*.
- Recker, Marie-Luise: *Nationalsozialistische Sozialpolitik im Zweiten Weltkrieg*, München 1985.
- Rupp, Leila J.: "Klassenzugehörigkeit und Arbeitseinsatz der Frauen im Dritten Reich", in: *Soziale Welt*, 31. Jg., 1980.
- Scharlau: "Der Arbeitseinsatz der Frauen im Kriege. Eine statistische Untersuchung", in: *Reichsarbeitsblatt*, V, 1941.
- Schielin, Irma: "Der Familienunterhalt", in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 157, 1943.
- Schoenbaum, David: *Die braune Revolution. Eine Sozialgeschichte des Dritten Reichs*, München 1980 (1968⁴). 邦訳『ヒットラーの社会革命』大島通義・大島かおり訳, 而立書房 1988年。
- Schupetta, Ingrid: *Frauen-und Ausländererwerbstätigkeit in Deutschland von 1939 bis 1945*, Köln 1983. *Statistik des Deutschen Reichs*.
- Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944*, hrsg. v. Länderrat des amerikanischen Besatzungsgebietes, München 1949.
- USSBS: The United States Strategic Bombing Survey: *The Effects of Strategic Bombing on the German War Economy*, Washington 1945.
- Winkler, Dörte: *Frauenarbeit im "Dritten Reich"*, Hamburg 1977.
- Winkler, Dörte: "Frauenarbeit versus Frauenideologie. Probleme der weiblichen Erwerbstätigkeit in Deutschland 1930-1945", in: *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd. 17, 1977.

WuS: Wirtschaft und Statistik.

Yono, Hisashi: *Hüttenarbeiter im Dritten Reich. Die Betriebsverhältnisse und soziaie Lage bei der Gutehoffnungshütte Aktienverein und der Fried. Krupp AG 1936 bis 1939*, Stuttgart 1986.

矢野 久「外国人強制労働への道—『電撃戦』構想下のドイツにおける労働力動員—」『三田学会雑誌』81巻2号（1988年7月）。

矢野 久「外国人労働者の強制連行・強制労働—1941/42年を中心に—」井上茂子他著『1939—ドイツ第三帝国と第二次世界大戦—』同文館 1989年所収。

矢野 久「大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員(上)」『三田学会雑誌』83巻1号（1990年4月）。

矢野 久「第二次世界大戦下ドイツ民衆の外国人労働者像」『三田学会雑誌』83巻3号（1990年10月）。

Zumpe, Lotte: *Wirtschaft und Staat in Deutschland 1933 bis 1945*, Berlin (O) 1979.

Der Zweite Weltkrieg. Dokumente, Berlin 1972.

〔追記：本稿は、平成2年度慶應義塾学事振興資金による研究補助（共同研究）にもとづく研究成果の一部である。〕

（経済学部助教授）